

こがねいし 小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）

基本方針

- 公正かつ独立性と専門性のある立場から、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利の救済に取り組む第三者機関として、（仮称）子どもオンブズパーソンを設置します。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりに寄り添い、子どもの権利を実現するために、子ども自身の考えをじっくり聴きながら、一番良い方法を一緒に考えていきます。

（仮称）子どもオンブズパーソンの職務及び責務

<職務>

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援等を行うとともに、子どもの意思を尊重した解決を目指すことで、権利の救済につなげます。
- 子どもの権利侵害を取り除くために、調査、調整、是正のための勧告等を行います。
- 子どもの権利の周知啓発を行い、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを行います。

<責務>

- 子どもの権利侵害の早期発見及び予防に努めます。
- 子どもの権利救済の過程で知り得た相談者の情報について、守秘義務を負います。その職を退いた後も同様とします。
- 子どもの権利の救済にあたっては、市の関係機関等と連携をとり、協力しながら、公正に職務を努めます。

相談・申立て

- すべての人は、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、すべての子どもの権利の侵害に関する事項について、相談や侵害を取り除くための申立てをすることができます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てがあった場合はこれを受理します。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談及び申立てを受理した事項が、市内に住所を有する子どもに係る事項ではない場合、または、市内の学校等に在学または在勤している市外在住の子どもに関するものであって、相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じた事項ではない場合は、適切な機関に引き継ぐように努めます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、相談の継続支援過程において相談者である子どもが18歳以上となったときなどその他適切な支援機関がある場合は、その機関に引き継ぎます。

ちょうさ かんこくとう 調査・勧告等

<調査>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、申立てに基づき、子どもの権利の侵害についての調査をすることができます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、申立てがない場合においても、子どもが権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき調査をすることができます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係機関に説明、資料の提出を求め、または、実地調査をすることができます。
- 説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関は、その要求に対して適切に対応しなければなりません。
- 説明、資料の提出、または実地調査を求められた市の機関以外のものは、その要求に対して可能な限り協力するよう努めなければなりません。

<調整>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、関係の再構築などの必要があると認めるときは、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促し、子どもの権利侵害を取り除くために調整を行うことができます。

<勧告等>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係機関に対して勧告や是正の要請、または制度改善を求める意見表明をすることができます。
- 是正勧告を受けた市の機関は、その是正勧告を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 是正要請を受けた市の機関以外のものは、その是正要請を尊重し、可能な限り協力するよう努めなければなりません。

<報告>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、勧告や是正の要請を行ったとき、必要があると認めるときは、その措置への対応状況について報告を求めすることができます。
- 市の機関は、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、勧告や是正の要請等の措置への対応状況について理由を付して報告しなければなりません。
- 市の機関以外のものは、（仮称）子どもオンブズパーソンに対して、勧告や是正の要請等の措置への対応状況について理由を付して可能な限り報告するよう努めなければなりません。

<公表>

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、必要があると認めるときは、勧告や是正の要請、意見表明及び報告（理由を含む。）の内容を、公表することができます。

こうほう けいはつ がくしゅう 広報・啓発・学習

- （仮称）子どもオンブズパーソンは、機関を身近に感じ、どんな悩みも安心して相談できるような機関の広報を行うとともに、市と連携・協力しながら、広く子どもの権利の啓発・学習活動を行います。

その他

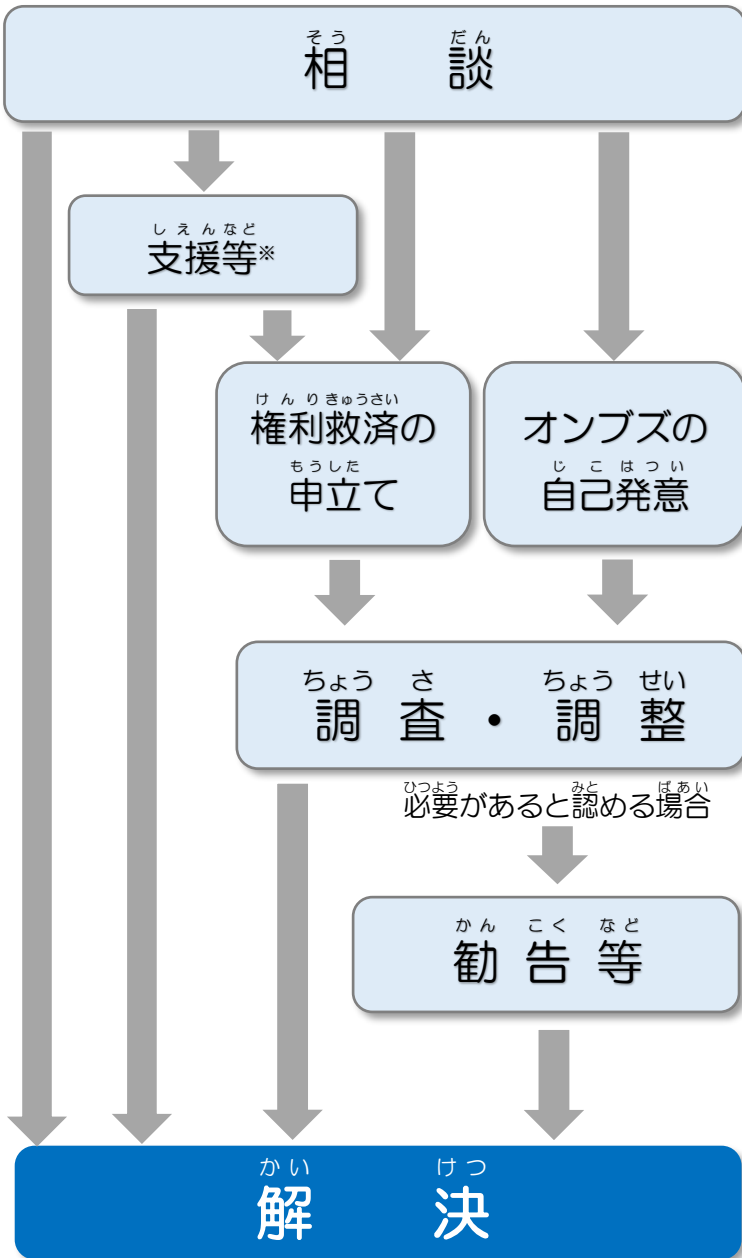
- （仮称）子どもオンブズパーソンの職務を補助するため、調査相談員を置きます。
- （仮称）子どもオンブズパーソンは、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民にお知らせします。

※裏面に、相談から解決までのイメージ図があります。

相談から解決までのイメージ

(仮称) 子どもオンブズパーソンは、子どもたちのさまざまな悩みについて相談を受け、必要な助言や支援等を行うことで子どもたちの救済に取り組みます。また、相談だけでは解決に至らない場合などは、救済の申立て等に基づいて子どもの権利の実現に向けて、調査や調整を行います。調査及び調整後、必要に応じて、勧告や意見表明等を行い、解決を目指します。

相談から解決まで



【なんでも相談できるの?】

(仮称) 子どもオンブズパーソンは、子どもたちのさまざまな「困った」を受け止めます。

また、子どもの同意のもと、子どもの権利の実現に向けて関係機関と調整を行いながら、子どもの希望に沿った解決を目指します。

【調査や調整ってどんなこと?】

相談だけでは解決できない場合には、申立てによる調査活動を通して、関係機関に対して説明や資料の提出を求めることによって事実確認を行います。

また、関係の再構築などの必要があると認める時や、当事者間で意見の食い違いがある場合等は、(仮称) 子どもオンブズパーソンが間に入り、子どもの気持ちを尊重しながら、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促すことによって、解決を目指します。

【勧告って何をするの?】

調査の結果、必要があると認める場合には、関係機関に是正等の措置を講ずるよう勧告や要請、あるいは意見表明を行います。

※ 支援等・・・必要な助言や支援、調整などを指します。ここでの「調整」は、申立てに至らない相談支援の中で、(仮称) 子どもオンブズパーソンが間に入り相談者の立場への理解を深め、解決を目指すことを指します。

小金井市における（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）
用語解説

用語	解説
独立性	市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等から独立し、偏った考え方や立場を取らずに子どもの権利救済にあたるものとして位置付けることを言います。
専門性	子どもの権利を主眼に置いた相談業務などにおける経験、知識、能力などを言います。
子どもの最善の利益	「小金井市子どもの権利に関する条例」では、「子どもの最善の利益」を「子どもにとって最もためになること」と表現しています。子どもの最善の利益は、子どもに関するすべての措置に対して、子どもに影響を与えるあらゆる場面での判断、または行動の具体的な基準となります。
子どもの権利の救済	侵害された子どもの権利回復のために活動を図ることを指します。「小金井市子どもの権利に関する条例」では、子どもや親等から救済を求められたとき、又は子どもを救う必要があると判断した場合に、適切な措置をとることを定めています。
第三者機関	市や教育委員会などの執行機関、その他の関係機関等から独立した第三者としての立場をとる機関のことを指します。
一番良い方法	子どもの最善の利益を前提とした、子どもにとって一番良い解決方法のことを指します。
職務	「（仮称）小金井市子どもオンブズパーソン」が担う仕事のことを指します。
子どもの権利を実現する文化及び社会づくり	子どもを取り巻くあらゆる市民が子どもの権利を理解し、尊重することで、子どもを権利侵害から守り、子どもの健やかな育ちを市全体で支えていくまちづくりのことを指します。
責務	子どもの権利の保障や子どもの権利救済を進めるために、「（仮称）小金井市子どもオンブズパーソン」が果たすべき責任のことを指します。
申立て	子ども本人又はその関係者が権利侵害の救済の依頼をすることを指します。
すべての人	18歳未満の子ども（小金井市内に在学・在住・在勤）の権利の侵害に関して相談をしようとする人のことを言います。
調査	救済の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行うことを指します。

ようご 用語	かいせつ 解説
ちょうせい 調整	かんけい さいごうちく などの ひつよう があると 認める 時や、とうじしゃかん いげん の 食い違い がある 場合 等に、「(仮称) 小金井市子どもオンブズパーソン」が あいだ はいり、子どもの きもちを 尊重 しながら、子どもの さいぜん りえき もと づく そうごりかい うながす ことを 指します。
かんけい 関係の再構築	とうじしゃかん の これまでの 関係性 を 見直し、いち から 関係を 組み立て 直し、より 良い 関係に 改善 していく ことを 指します。
こ 子どもの さいぜん りえき もと づく 子どもの最善の利益に基づく そうごりかい 相互理解	こ 子どもの さいぜん りえき ゼンてい として、子ども にとって 何が さいぜん の りえき である のかを 当事者間 で 共有 し、お互いの 理解 を 深める ことを 指します。
かんこく 勧告	そうだん ちょうさ ちょうせい おこな いかいけつ ばあい さいしゅうてき な 判断 として 発動 される 手法 のことを 指します。ここで 言う 「勧告」とは、一定の 行為 を すること 又は しない ことを 勧める ことを 指します。
ぜせい ようせい 是正の要請	そうだん ちょうさ ちょうせい おこな いかいけつ ばあい さいしゅうてき な 判断 として 発動 される 手法 のことを 指します。ここで 言う 「是正の要請」とは、悪い点 が あれば 改め、正しく する よう 指導 する ことを 指します。
せいどかいぜん もと める いげん 制度改善を 求める 意見 ひょうめい	こ 子どもの けんり しんがい きかんなど たい じょうたい として、その 状態 や 制度 が 改善 される よう、「(仮称) 小金井市子どもオンブズパーソン」の かんが しめ す ことを 指します。
こうひょう 公表	かんこく ぜせい ようせいなど おこな こと 勧告・是正の要請等 を 行った にもかかわらず、なお も 子ども の けんりしんがい 改善 に向けた たいおう み られない 機関等 がある 場合に、その 機関名 や 要請内容 等を 公表 する ことを 指します。
こ 子どもの けんり けいはつ がくしゅう 子どもの権利の啓発・学習 かつどう 活動	こ 子どもの けんり について しみんぜんたい が 理解 し、子ども 自身が 子ども の けんり を 身につける ことができる ように、様々な 手立て と 工夫 により、普及啓発 に 努める ことを 指します。
ちょうさそうだんいん 調査相談員	「(仮称) 小金井市子どもオンブズパーソン」の しょくむ を サポート する 人を 指します。なお、子ども の 権利侵害 に関する 相談 は、まず、ちょうさそうだんいん が 受け付け ます。
じこ ぼつい 自己発意	こ 子どもの 権利侵害 が 疑 われる が、子ども 本人 又は その 関係者 から 権利侵害 の 救済 の 依頼 が ない 場合 (申立て が ない 場合) に、「(仮称) 小金井市子どもオンブズパーソン」が その 権利侵害 について 自ら 調査等 を 行う ことを 指します。

こがねいし 小金井市

ひみつ まも 秘密を守るよ

なまえ いわずに そうだん 名前を言わずに相談できるよ

かね はかからないよ お金はかからないよ

子どもオンブズパーソン

まいにち せいかつ なか 毎日の生活の中で、つらいこと、悲しいこと、困ったことはありませんか？

こがねいし 小金井市では、そんな子どもたちの「困った!」を受け止め、解決を目指します。

こんなとき、「困った!」

ともだち 友達のこと



- いやがらせをうけた
- 仲間はずれにされた

がっこうせいかつ 学校生活のこと



- 学校に行きたくない
- 先生の言葉にきずついた

かぞく 家族のこと



- 家の中がおもしろくない
- 親が気持ちをわかってくれない

からだのこと



- 変なことをされた
- からだつきに悩んでいる



ぎゃくたい 虐待のこと



- たたかれた
- ごはんを食べさせてもらえない

まずは、「子どもオンブズパーソン」に相談してみよう。

※下のどの方法でも、みんなの「困った!」を受け付けます。

でんわ そうだん 電話で相談

あ そうだん 会って相談

メールで相談

てがみ そうだん 手紙で相談

子どもオンブズパーソン 相談の流れ(仕組み)

1. こんなとき、「困った!」

たとえば、がっこうで...

ともだち おし 急に、友達に無視された...

でも、どうして?
理由がわからない...



たとえば、いえで...

かぞく ぼく きも 家族は、僕の気持ちをわかってくれない。

家に帰りたくない...

僕はひとりぼっちなんだ...



つらい、悲しい気持ちになったとき...



2. 相談する



でんわ あ そうだん てがみ 電話・会って相談・メール・手紙で



みんなの気持ちや思いを聞かせてね。



3. 解決に向けて一緒に考える

いっしょ かんが 一緒に考える

みんなの気持ちを確認しながら、一番良い



解決方法は何か、

一緒に考えるよ。

しら 調べる

解決のために必要なことを調べるよ。



+

きょうりよく ねが 協力をお願いする



解決のために必要なときは、関係機関にも協力をお願いするよ。



4. 解決(「困った!」がなくなる)

